戦略的環境アセスメントを より詳しく知りたい方へ

環境影響評価情報支援ネットワーク

環境省は、戦略的環境アセスメントに関する情報について、インターネットによる情報提供を行っています。
URL：http://www.env.go.jp/policy/assess/2-4strategic/index.html

環境省
総合環境政策局環境影響評価課
〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2
電話03（5521）8236（ダイヤルイン）

R100 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

平成19年6月20日発行

戦略的環境アセスメント

SEA

導入ガイドラインのあらまし

戦略的環境アセスメント（SEA）とは

戦略的環境アセスメント（SEA）とは、個別の事業実施に先立つ「戦略的(Strategic)な意思決定段階」、すなわち、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)や政策を対象とする環境アセスメントです。

早い段階からより広範な環境配慮を行うことができる仕組みとして、既に主要諸国でその導入が進んでいます。

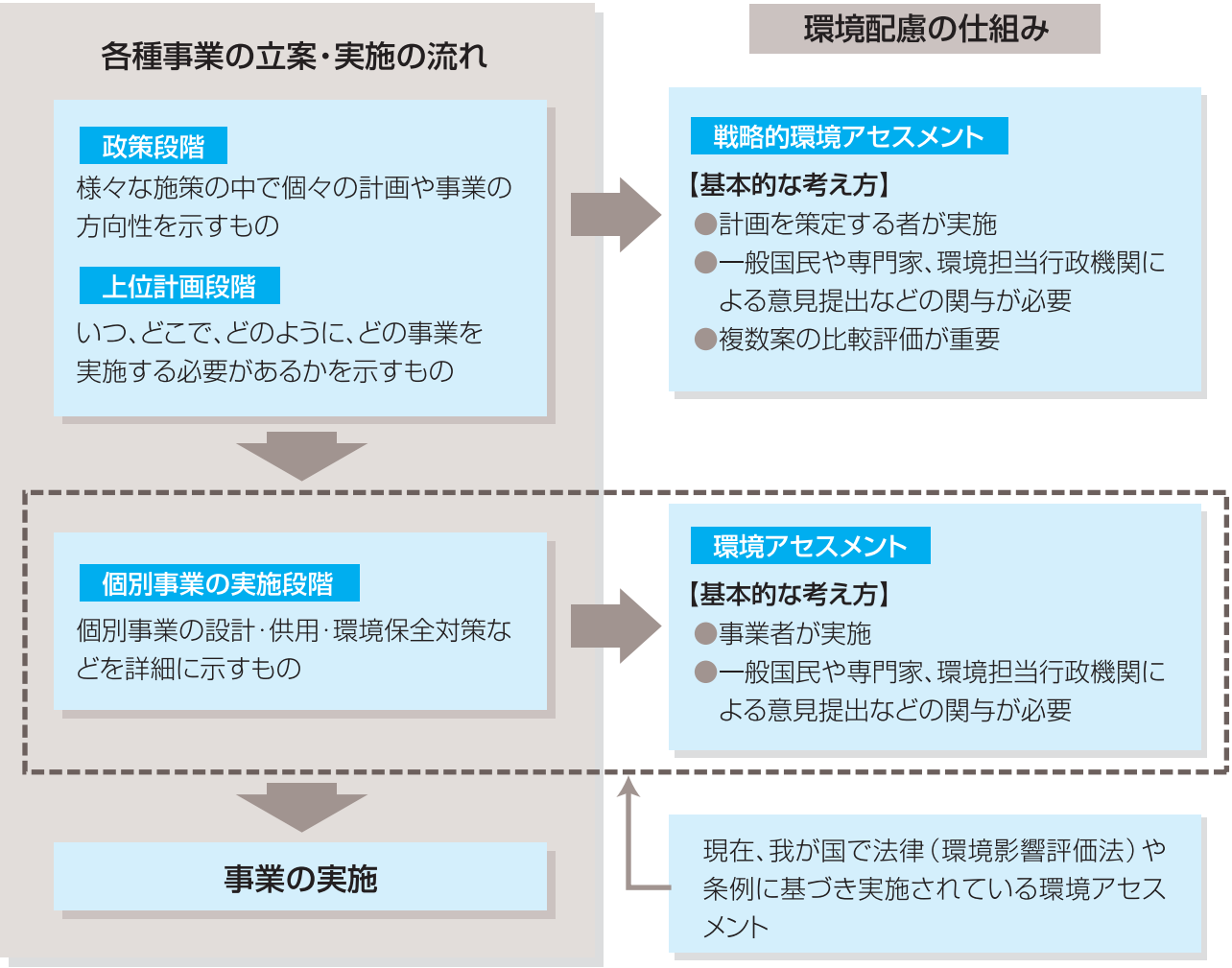

海外では

アメリカ、カナダのほか、ヨーロッパでは、EU加盟27か国中25か国がSEA制度を導入しています※1。

アジアでは、中国、韓国のほか、ベトナム、香港で導入しており、フィリピン、タイで制度を創設中です※2。

※1　平成19年1月末現在

※2　平成17年12月末現在

SEA制度を導入しているEU加盟国

●オーストリア　●ベルギー　●キプロス　●チェコ　●デンマーク　●エストニア　●ドイツ
●ギリシャ　●フィンランド　●フランス　●ブルガリア　●ハンガリー　●アイルランド
●イタリア　●ラトビア　●リトアニア　●ルーマニア　●マルタ　●ポーランド
●スロバキア　●スロベニア　●スペイン　●スウェーデン　●オランダ　●イギリス

SEAの意義

環境配慮のためのツール

環境に影響を与えると考えられる政策や上位計画の策定･実施に当たって、環境への配慮を考慮するためのツールとなります。

事業アセスの限界を補う

事業の実施段階では上位計画等で既に事業の枠組み（実施方針、位置･規模等）が決定されているため、事業アセスでは環境配慮の検討の幅が限られます。SEAはこの限界を補完します。

SEA を導入すると → **計画の検討にあたっての環境面の検討プロセスが明確になり、適正な環境配慮につながる。**

- 環境配慮の実態が公開される
  ↓
  環境面からの検討の透明性が向上

- 幅広い環境情報の提供、提案が受けられる
  ↓
  環境面からの検討の質が向上

- 環境の保全の努力が社会的に認知される
  ↓
  計画の妥当性についての社会的な支持の獲得

計画策定者

様々な視点から計画を総合的に検討
- 社会的な必要性
- 経済への効果
- 環境への影響

計画や環境配慮の検討状況、評価結果などの情報を提供 →

← 環境に関する情報の提供 環境の保全の観点から意見を提出

環境担当行政機関

- 環境の保全に関する情報や、専門家の意見も踏まえたアドバイスを提供して検討に活かしてもらえるよ

一般の市民や専門家

- 地域の環境に配慮したよりよい計画になるように積極的なアドバイスができたよ

- 計画の検討状況やどのように環境に配慮しているのかがよく分かったよ

戦略的環境アセスメント導入ガイドライン策定の背景･経緯

平成18年4月

第3次環境基本計画の策定

戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図ることなどが盛り込まれました。

平成18年8月～

戦略的環境アセスメント総合研究会における検討

戦略的環境アセスメント総合研究会において、共通的なガイドラインの検討を行い、平成19年3月に、SEA導入ガイドラインを研究会報告として取りまとめました。

環境省では、研究会報告を受け、同ガイドラインを踏まえてSEAの取組を促進するよう、関係省庁等へ要請しました。

SEA導入ガイドラインのねらい

事業の位置･規模等の検討段階で、著しい環境影響を把握し、複数案について環境面から比較評価を行うことにより、重大な環境影響を事前に回避、低減します。

対象は、環境影響評価法の第一種事業を中心とした規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業で計画策定者（位置、規模等を決定する者）がSEAを実施します。

SEA導入ガイドライン	SEA導入ガイドラインは、事業の位置・規模等の検討段階におけるSEAの共通的な手続、評価方法等を示すものです。 具体的なSEAの実施については、関係省庁等が個別のガイドライン等を作成し、取組を進めることが期待される。

＜ガイドラインによる戦略的環境アセスメント＞

（1）道路・鉄道のルート、ダム・飛行場・廃棄物最終処分場などの位置や規模等について複数案を設定

（2）複数案について環境影響の程度を比較評価

（3）環境面から見た各案の長所・短所、特に留意すべき環境影響を整理

ルート、立地地点等の決定にあたり、評価結果を踏まえた環境配慮を実施することにより、重大な環境影響の回避・低減を図る。

＜法律（環境影響評価法）に基づく環境影響評価＞

より詳細な計画に基づき、調査･予測･評価を実施し、環境保全措置を検討

SEAの手続

1 SEA実施の発議 → 2 評価方法の公表 → 3 調査・予測・評価の実施 → 4 評価文書案の作成、公表 → 5 評価文書の作成、公表 ⋯→ 評価結果の対象計画への反映

↑ 環境情報（都道府県・市町村）　↑ 意見（公衆）

↑ 意見（公衆、都道府県・市町村）※

1

SEAの検討を開始する旨、公表します。

2

どの案を比較して評価を行うか、どのような環境要素をどのように評価するか等について、適切な時期に公表して、住民等の意見を把握します。
また、関係都道府県・市町村に対し、地域の環境情報の提供を求めます。

3

住民等の意見などを踏まえて検討した方法で、調査・予測・評価を行います。

4

評価結果を取りまとめて公表し、住民等の意見を把握します。
また、関係都道府県・市町村に対しても意見を求めます。
環境省は必要な場合、意見を述べることができます。

5

住民等、関係都道府県・市町村、環境省の意見を踏まえ、評価文書を取りまとめます。

位置・規模等の計画の決定に当たり、評価結果を踏まえて環境配慮に努めます。
評価結果の反映状況については、計画の決定、公表の際に明らかにされます。

※国が策定、又は策定に関与する計画については、必要な場合に環境省が意見を述べる。

SEAの評価方法

複数案の設定

●位置･規模等の検討段階のSEAは、複数案について、環境影響の程度を比較評価することにより行います。

事業の熟度に応じた調査・予測・評価

●調査は既存資料の収集･整理により行い、必要に応じて専門家の意見聴取や現地調査を実施します。
●予測は被影響対象の分布等の把握により各案の環境影響の程度を把握することにより行います。
●評価は留意すべき環境影響や環境保全施策との整合性など各案の特徴を明らかにし、各案ごとの環境配慮事項を整理することにより行います。

SEAの評価結果の反映

●案の決定に当たっては、社会的側面、経済的側面のほか、環境的側面として評価結果を踏まえた検討がなされます。それにより、事業者が環境的側面の案の特徴や必要な環境配慮事項を踏まえた判断をすることが期待されます。

SEAにおける評価のイメージ ～廃棄物最終処分場に係るケーススタディ※1～

ケーススタディにおける複数案の設定

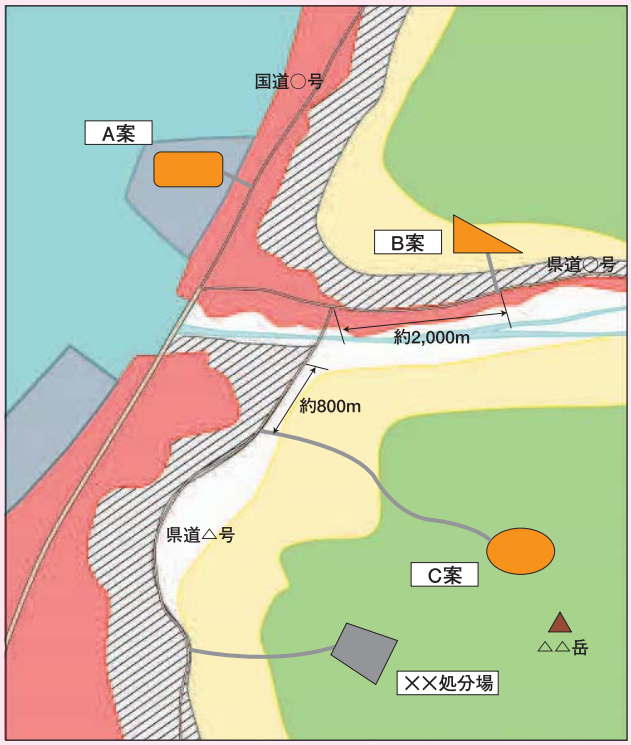

A案（海岸部案）
自然環境に配慮するとともに住宅地を避け、海岸部の埋立地に設置する案

B案（扇状地案）
国道○号の北側部では慢性的な渋滞が発生しているため、渋滞箇所の交通量を少なくした案

C案（山岳部案）
地形を活かしコストを低減する案

凡例
- 山林
- 田畑、水田、果樹園等
- 住居系用途地域
- 商業系用途地域
- 埋立地
- 住居系用途地域の通過区間
- 道路
- 河川
- アクセス道路
- 現在の処分場
- 候補地

※1：平成18年度環境影響評価制度等総合研究調査業務報告書 ～戦略的環境アセスメント総合研究調査　技術手法編～から引用

関連する取組

国土交通省では、「公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」のほか、道路、河川、空港、港湾分野で個別にガイドライン等を策定し、PI（パブリック・インボルブメント）の取組を推進しています。今後は、SEA導入ガイドラインを踏まえ、適切な環境面での検討が行われ、重大な環境影響の回避又は低減に向けた検討に活かされることが望まれます。

PI （パブリック・インボルブメント）	公共事業の構想段階において、住民に対して十分な情報公開をするとともに住民参加の場を提供し、広く住民の意見やニーズを把握し、計画づくりに反映するための手法。

国内では

我が国では、平成14年に埼玉県がSEAを制度化をしており、その後、東京都、広島市、京都市で制度が導入されています。

これまで、埼玉県で3件、東京都で2件、京都市で7件の実施事例があります。

ケーススタディにおける複数案の比較評価

環境要素			A　案 海岸部案	B　案 扇状地案	C　案 山岳部案
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質 騒音・振動	‥	＊＊	＊
	水環境	水質	＊	＊	＊
		地下水	‥	‥	＊＊
	土壌環境・その他の環境	地形・地質		＊	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物・植物・生態系			‥	＊＊
人と自然との豊かな触れ合い	景観		＊	‥	
	触れ合い活動の場			＊	＊
留意すべき環境要素			●水質（海域） ●景観	●大気環境 ●水質（河川） ●触れ合い活動の場	●大気環境 ●水質（河川） ●地下水 ●動物・植物・生態系
環境保全施策との整合性	沿岸部の道路沿道の生活環境（大気質、騒音・振動）の改善		―	0	0
	△△岳の自然環境保全		0	0	――

凡例　＊＊：影響が大きい　＊：影響がある　‥：影響が小さい又は特になし
0：現況に同じ　―：悪化のおそれがある　――：悪化のおそれが大きい